

## 第3回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成22年2月25日（木）・午後1時30分

開催場所 中間市役所別館3階・特別会議室

会議資料一式

## 〇〇自治会規約（案）改

### 第1章 総則

（名称及び区域）

第1条 本団体は、〇〇自治会（以下「本会」という。）と称し、その区域は、中間市行政区の設置及び事務交付金等の取り扱いに関する要綱（平成14年4月1日要綱一改正予定）第2条第1項の規定による。 **【※名称は地区で決定】**

（会員）

第2条 本会の会員（以下「会員」という。）は、〇〇に居住する者の世帯及び事業所並びにこれに準ずるものをもって構成する。

ただし、事業所は賛助会員とし議決権は有しない。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、〇〇公民館に置く。

### 第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、会員相互および本会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、生活環境の整備や地域の安全活動に努め、行政との協議・協力を進めつつ、**会員が安心して暮らせる明るく住みよい地域づくりを行い、もって広域的にまちづくりに寄与することを目的とする。**

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) **市民協働によるまちづくりの推進(校区コミュニティの形成)に関すること。**
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 本会内外の各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関すること。
- (5) 所有する資産または受託した施設等の管理に関すること。
- (6) 会員相互の親睦に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 役員等

（役員の名義及び員数）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名  
**（※地区によって、公民館担当副会長1名、事務担当副会長1名など）**
- (3) 事務局1名
- (4) 会計1名
- (5) 会計監査2名
- (6) 組長〇名

(7) 専門部長〇名

(8) 民生児童委員1名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、専門部長は役員推薦委員会において推薦し、総会の承認を得る。

2 民生児童委員は、役員推薦委員会において行政へ推薦する。

3 事務局・会計・会計監査は、会長が適任者を選考し、総会の承認を得て委嘱する。

4 組長及び役員推薦委員は、各組において会員の中から選出する。

(役員の仕事分掌)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の仕事をつとめる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、第16条に定める専門部長を監督するとともに、**町内公民館管理者として〇〇公民館の運営管理及び活動推進の任にあたる。** 【※町内公民館管理者の職務は地区ごとの違いあり】

3 事務局長は、本会の仕事全般をつとめる。

4 会計は、本会の出納仕事をつとめ、会計に必要な書類を管理する。

5 会計監査は、本会の会計監査を行う。

6 組長は、組をまとめ、本会の仕事に協力する。

7 専門部長は、本会の仕事をつとめ、その運営にあたる。

8 顧問は、目的達成のため、本会の仕事に参画助言することが出来る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、組長・会計監査の仕事は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 民生児童委員の仕事は、民生委員法に基づくものとする。

3 任期中に役員が欠けたときは、第7条に定めにより役員を選出するものとし、その仕事は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第10条 本会の仕事に必要な場合、会長は役員会の承認を得て、相談役を置くことができる。

(役員手当)

第11条 本会の役員には、予算の範囲内で手当を支給する。手当の基準は、別に定める。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、専門部会とする。総会は、本会の最高議決機関であり、定時総会・臨時総会とし、会員世帯をもって構成する。

2 役員会は、会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。

3 三役会は、会長・副会長・事務局長・会計をもって構成する。専門部会は、各専門部員および関係役員をもって構成する。

(会議の招集)

第13条 定時総会は、年1回、第18条に定める会計年度の終了後2月以内に開催する。**開催にあたっては、総会資料等を作成し会員に配布することとする。**

- 2 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき、または会長が必要と認めるときに、会長が招集する。
- 3 役員会は、原則として月1回会長が招集する。
- 4 専門部会は、必要に応じ、各専門部長が招集する。

（議決事項）

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計決算の承認に関する事。
- (2) 事業計画及び会計予算の承認に関する事。
- (3) 資産管理報告の承認に関する事。
- (4) 会費改定の承認に関する事。
- (5) 規約の改正に関する事。
- (6) 役員を選出に関する事。
- (7) その他本会の重要事項に関する事。

- 2 重要事項の中で急を要するものは、三役会で決議執行し、次の総会で承認を受けるものとする。

（成立要件及び議長並びに議決）

第15条 会議は、構成員の2分の1の出席をもって成立する。会議の議長は、会員の中から選出し、役員会および専門部会は、それぞれ会長および専門部長が議長となる。

- 2 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。なお、総会の表決権は会員世帯ごとに1票とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

（専門部）

第16条 本会に、次の専門部を置く。役員会は、必要と認めるとき、臨時の専門部を設けることができる。

- (1) 教養・文化部 (地域文化事業等の企画・執行)
- (2) 厚生・保健部 (高齢者見守りネットワーク・いきいきサロン等)
- (3) 体育部 (体育行事の主催および各種体育行事等への参加)
- (4) 児童部 (子ども会および地域伝統文化事業等への参加)
- (5) 環境整備部 (地域の環境保全・資源回収・堀川の管理・街路灯の管理等)
- (6) 防犯安全部 (防災・防犯・交通安全ならびに地域の安全安心活動等)
- (7) 調査広報部 (地域事業に関するアンケート調査・広報紙の発行等)
- (8) 施設管理部 (本会が管理する公民館等の維持管理)
- (9) 青少年育成部 (青少年の育成支援等)

その他、地区によって婦人部（女性部）、老人部（敬老会）、隣組部 等々

（協力組織および委員）

第17条 本会は、地域の諸組織および各種関係委員と協力して、第4条の目的の実現に努める。

## 第5章 会計

（会計年度）

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（収入）

第19条 本会の収入は、次の収入により運営する。

- (1) 自治会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他報奨金等

(会費)

第20条 本会の会費は、世帯月額〇〇円・賛助会員は年額〇〇〇〇円とする。会費は各組において徴収し、組長がまとめて毎月25日までに会計に納入する。なお、会費の納入は、まとめて前納することができる。

2 会員に特別の事情がある場合は、会費を一部減免することができる。

(支出)

第21条 支出は、議会で議決された予算にもとづき、第4条の目的にそって行う。

2 会員には、別に規定で定める額の慶弔金を支払うことができる。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計および資産帳簿の整備)

第22条 本会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第23条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

## 第6章 入会及び退会

(入会)

第24条 本会に入会しようとする者は、組長、または会長に届け出るものとする。

**2 本会は、前項の入会届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。**

3 本会の区域に入居した世帯があったときは、組長および役員は、その世帯に本会の趣旨を説明し、入会の案内に努めるものとする。

(退会)

第25条 原則として、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとす。

(1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。

(2) **会員が退会の届け出を会長に行ったとき。**

(3) **特別の理由なく、会費を1年以上納付しなかったとき。**

(4) **その他、公序良俗に反する行為等により、会員にふさわしくないと会長が判断し、退会を命じたとき。**

## 第7章 規約の改正

(改正)

第26条 本会の規約の改正は、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 諸規定

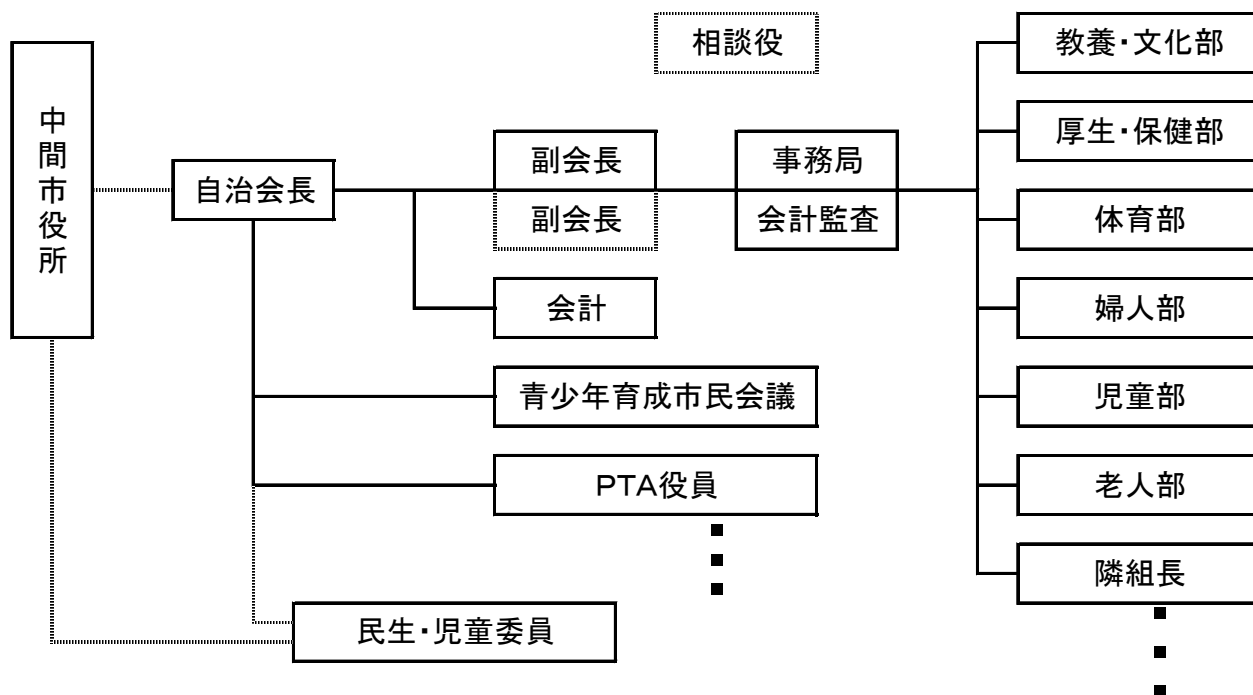
（諸規定）

第27条 この規則を実施するにあたって必要がある場合には、役員会が諸規定を別に定めることができる。役員会は、諸規定を制定したときは、次の総会に報告し、了承を得なければならない。

附 則

1 施行日 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

## (仮称) 自治会の事務局案 (改)



## (1) 役員構成

- 自治会長 1名 (自治会の統括、行政との連絡調整・情報交換)
- 副会長 = 1名 (地区によって複数名)

※地域の実情により、従来の公民館長の職務を上記の図の役職のいずれかに位置付けていただくことを想定しております。

## (2) 新制度移行時期 (平成23年4月1日移行)

町内会・公民館年次総会 (平成23年3月) までに規約改正手続きが必要。

- ① 9月 (年度前半) までに新制度施行 【行政側】
- ② 移行期間半年のうちに臨時総会か早期の年次総会 (平成23年3月) で承認 【自治会側】

※モデル地区 (校区) 設立も平成23年4月～24年3月となります。

## (仮称)自治会の補助金交付モデル 事務局案 (改)

### (1) 行政が補助金全額の使途を定めず、(仮称)自治会の自由裁量とする場合

- ①行政は(仮称)自治会に対して補助金を交付する。
- ②(仮称)自治会は、連合会などの組織を結成し、校区単位の地域まちづくり協議会への各自治会負担金(拠出金)＝校区単位で行事等を行う「地域予算」を決定する。  
 ※地域まちづくり協議会の設置は、本市の市民協働のまちづくりの必須要件と捉えております。使途は自由裁量とはいえ、地縁団体である(仮称)自治会は協議会設立の責任を持つことを前提としております。

#### 【現行同額案】現行交付額を基本としたモデル

- ・世帯割額 400 円×世帯数+ 27,440 円
- ・事務交付金相当 200,000 円 の合計を(仮称)自治会へ交付

#### 【A-1案】均等割額重視モデル

- ・世帯割額 608 円×世帯数
- ・均等割額 160,000 円 の合計を(仮称)自治会へ交付

#### 【B-1案】世帯割額重視モデル

- ・世帯割額 731 円×世帯数
- ・均等割額 120,000 円 の合計を(仮称)自治会へ交付

### (2) 行政が補助金の支出基準を提示し、(仮称)自治会が基準内で運用する場合

- ①行政は(仮称)自治会に対して補助金を交付する。
- ②均等割額を、「事務交付金」として自治会役員(主に会長及び副会長)の役務に対する手当に充当する。決算書に役員ごとの支給額を明記する。
- ③世帯割額を、使途を定めない「地域予算」と位置付け、地域活性化に自由に使うただく。
- ④(仮称)自治会は、連合会などの組織を結成し、校区単位・地域まちづくり協議会への各自治会負担金(拠出金)＝校区単位で行事等を行う「地域予算」を決定する。

#### 【現行同額案】現行交付額を基本としたモデル

- ・世帯割額 400 円×世帯数+ 27,440 円
- ・事務交付金 200,000 円 (一例として会長 12 万円、副会長 8 万円程度)  
 の合計を(仮称)自治会へ交付

#### 【A-2案】均等割額重視モデル

- ・「地域予算」世帯割額 608 円×世帯数
- ・「役員(の役務)に対する事務交付金」均等割額 160,000 円

#### 【B-2案】世帯割額重視モデル

- ・「地域予算」世帯割額 731 円×世帯数
- ・「役員(の役務)に対する事務交付金」均等割額 120,000 円

### (3) 校区単位の地域まちづくり協議会へ活動補助金を交付する場合 **【自由裁量】**

- ①行政は、補助金総額からあらかじめ地域まちづくり協議会へ交付する額(1校区年額 50 万円×6校区)を校区の「地域予算」として確保し、残額を(仮称)自治会に対して交付する。

#### 【C-1案】均等割額重視モデル



・世帯割額 458 円×世帯数

・均等割額 160,000 円 の合計を（仮称）自治会へ交付

**【 D-1 案】 世帯割額重視モデル**

・世帯割額 582 円×世帯数

・均等割額 120,000 円 の合計を（仮称）自治会へ交付

**(4) 校区単位の地域まちづくり協議会へ活動補助金を交付する場合【支出基準提示】**

①行政は補助金総額から、あらかじめ地域まちづくり協議会へ交付する額（1校区年額 50万円×6校区）を校区の「地域予算」として確保し、残額を（仮称）自治会に対して交付する。

**【 C-2 案】 均等割額重視モデル**

・世帯割額 458 円×世帯数

・均等割額 160,000 円 の合計を（仮称）自治会へ交付

**【 D-2 案】 世帯割額重視モデル**

・世帯割額 582 円×世帯数

・均等割額 120,000 円 の合計を（仮称）自治会へ交付

案	配分パターン	補助金の使途	校区・協議会への支出	地区への交付総額 (C・D案 協議会 300万円)
現行同額案	—	地区の自由裁量	地区が支出	22,137,800円
A-1案	均等割額重視	地区の自由裁量	地区が支出	22,137,800円
B-1案	世帯割額重視	地区の自由裁量	地区が支出	22,137,800円
現行同額案	—	支出基準あり	地区が支出	22,137,800円
A-2案	均等割額重視	支出基準あり	地区が支出	22,137,800円
B-2案	世帯割額重視	支出基準あり	地区が支出	22,137,800円
C-1案	均等割額重視	地区の自由裁量	行政が支出	19,137,800円(△300万円)
D-1案	世帯割額重視	地区の自由裁量	行政が支出	19,137,800円(△300万円)
C-2案	均等割額重視	支出基準あり	行政が支出	19,137,800円(△300万円)
D-2案	世帯割額重視	支出基準あり	行政が支出	19,137,800円(△300万円)

※補助金収支の透明性確保のため、いずれの場合も補助金の振込先は会計責任者に統一することとなります。

**●今後の世帯数増加への対応について**

- ①（仮称）自治会が個別世帯を単位に活動することが変わることはない（住民からの会費も世帯単位）。
- ②近年の世帯数増加（核家族化、世帯分離などによる）のため、補助金が年々増加傾向にある。しかし、人口単位とすると、活動実態とそぐわず、本市の人口減少傾向に応じて毎年減額、また人口増になったときは増額と、世帯根拠との違いがなくなる。
- ③地域活性化のために、今回、平成21年度額を100パーセントとし、この補助金を総枠と定め、原則として額を上げ下げさせることなく、世帯数の増減に応じ、各地区の配分掛率を変えていく計画としております。

※世帯単価の端数切捨てなど、計算方法により年度ごとの多少の増減は発生します。

## 【参 考】平成 21 年度

「中間市行政区の設置及び事務交付金等の取り扱いに関する要綱」より

(町内会長事務交付金)

第 7 条 町内会長事務交付金は、次の各号に掲げる役務の提供に対して交付する。

- (1) 各種回覧の配布に関する事。
- (2) 交通共済に関する事。
- (3) 地区衛生に関する事。
- (4) 各種募金に関する事。
- (5) 各種調査の協力に関する事。
- (6) 道路工事等の承認に関する事。

「中間市町内公民館長事務交付金等の取り扱いに関する要綱」より

(事務交付金)

第 4 条 町内公民館事務交付金（以下「事務交付金」という。）は、次の各号に掲げる役務の提供に対して交付する。

- (1) 公民館大会の開催
- (2) 公民館役員研修会の実施
- (3) 主催事業の企画及び実施
- (4) 各種大会、研修会への参加
- (5) 公民館相互の連絡調整及び情報交換
- (6) 公民館に関する調査及び資料の収集
- (7) 町内公民館における活性化事業の実施

## (仮称)自治会の補助金交付モデル〔一部地区抜すい〕(改)

(単位:円)

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
80	町内会育成費 (400円)	32,000	世帯割 (608円)	48,640	世帯割 (731円)	58,480	世帯割 (458円)	36,640	世帯割 (582円)	46,560
	町内会長 事務交付金	50,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	228,400		208,640		178,480		196,640		166,560

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
112	町内会育成費 (400円)	44,800	世帯割 (608円)	68,096	世帯割 (731円)	81,872	世帯割 (458円)	51,296	世帯割 (582円)	65,184
	町内会長 事務交付金	60,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	251,200		228,096		201,872		211,296		185,184

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
224	町内会育成費 (400円)	89,600	世帯割 (608円)	136,192	世帯割 (731円)	163,744	世帯割 (458円)	102,592	世帯割 (582円)	130,368
	町内会長 事務交付金	70,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	306,000		296,192		283,744		262,592		250,368

## (仮称)自治会の補助金交付モデル〔一部地区抜すい〕(改)

(単位:円)

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
340	町内会育成費 (400円)	136,000	世帯割 (608円)	206,720	世帯割 (731円)	248,540	世帯割 (458円)	155,720	世帯割 (582円)	197,880
	町内会長 事務交付金	80,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	362,400		366,720		368,540		315,720		317,880

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
411	町内会育成費 (400円)	164,400	世帯割 (608円)	249,888	世帯割 (731円)	300,441	世帯割 (458円)	188,238	世帯割 (582円)	239,202
	町内会長 事務交付金	90,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	400,800		409,888		420,441		348,238		359,202

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
599	町内会育成費 (400円)	239,600	世帯割 (608円)	364,192	世帯割 (731円)	437,869	世帯割 (458円)	274,342	世帯割 (582円)	348,618
	町内会長 事務交付金	100,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	486,000		524,192		557,869		434,342		468,618

## (仮称)自治会の補助金交付モデル〔一部地区抜すい〕(改)

(単位:円)

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
700	町内会育成費 (400円)	280,000	世帯割 (608円)	425,600	世帯割 (731円)	511,700	世帯割 (458円)	320,600	世帯割 (582円)	407,400
	町内会長 事務交付金	100,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	526,400		585,600		631,700		480,600		527,400

【参考】2地区一体運用した場合に世帯数が大規模なケース

世帯数	現 行 (平成21年度実績)		A 案 (均等割重視)		B 案 (世帯割重視)		C 案 (均等割重視△300万円)		D 案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額	補助金 区分	金額
937	町内会育成費 (400円)	374,800	世帯割 (608円)	569,696	世帯割 (731円)	684,947	世帯割 (458円)	429,146	世帯割 (582円)	545,334
	町内会長事務交 付金(2地区計)	180,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長 事務交付金	118,400								
	公民館 行事補助金	28,000								
	計	701,200		729,696		804,947		589,146		665,334

平成21年補助金交付一覧

町内会育成費	8,010,000
町内会長事務交付金	4,780,000
公民館長事務交付金	7,340,800
行事補助金	1,736,000
市公連補助金※	271,000
総 計	22,137,800

※交付モデル案では各地区に均等に配分しています。

# （仮称）自治会への一元化に関する基本的な考え方（未定稿）

中間市市民協働課

## 自治の概要

### ●行政が考える自治とは。

自治とは、「自ら治めること」、つまり「自らのことは自ら処理すること」と言いかえることもできます。さらにいえば、「自ら考え、自ら責任を持って行動すること」、すなわち、「自分たちの地域のことは、自分たちで知恵と力を合わせて、自分たちで考えて、自分たちで決める。自分たちで行動して、協力・協調のもと安心して暮らせる明るく住みよい地域をつくる」ことでもあります。

この「自ら」、「自分たち」の中には、住民のみなさんも本市の職員も当然含まれます。

少しかたい表現となりますが、憲法第92条と地方自治法第1条では、「地方自治の本旨」について記載されています。

これは、地方自治のあるべき姿のことで、「住民自治」と「団体自治」の二つで構成されます。

(1)住民自治…地方の行政が、地域の住民の意思を反映して運営されていること。

住民と地方公共団体との関係性。

「住民の参加・参画」

← 民主主義の原理

(2)団体自治…地方の行政が国から独立した一定の地位と権能を有する団体によって運営されていること。

国家と地方公共団体との関係性。

「行政サービスの提供・地域経営」

← 地方分権の原理

地域レベルの民主主義的決定(住民自治)を保障するため、地方公共団体が国から独立して、地域に関する事項を総合的かつ主体的に決定する仕組み(団体自治)があり、この両輪により地方自治が実現します。

特に地方分権一括法が制定され、地方分権や行財政改革が話題となりだした平成12年前後から、「協働」という用語と共に「自治」のあり方が盛んに議論されています。これは、「地方自治(住民自治)」の基本理念は不変のものであっても、その取組手法は時代性や社会性とともに変化していくことでもあります。

### ●市民協働のまちづくりには、地域コミュニティの活性化が必要です。

平成21年12月に公表した「中間市市民協働のまちづくり基本方針」には、「～協働型社会の実現に向けて～」という副題をつけております。そして、基本方針の策定は、「市民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進する協働型社会の実現を目指すため」としてあります。

また、協働の意義として、「市民ニーズがより一層多様化・高度化する中、これまで行政主導型であった公共サービスについては、市民と行政がお互いの役割と責任を明確にし、最適なサービスを提供するための仕組みづくりが求められています」としてあります。

つまり、行政として、今後のまちづくりには、公共サービスの一端を担っていただくパートナーとして地域コミュニティの活性化が必要不可欠だと考えているのです。

## 町内会と公民館の二つの組織の一元化とは

### ●行政が考える自治組織とは何ですか。今までとどう違いますか。

一定の区域で昔ながらの結びつきや地域性(地縁)を基盤に、快適な暮らしを維持するために、住民が助け合い精神(相互扶助)で作っている任意団体が自治組織です。

自分たちが自由意志で作っている団体なのに行政が関与するのはおかしい、という意見もあるかもしれませんが、地区活動の育成支援や行政情報の提供、地域課題解決のための連携など、様々な面で行政も関わっているのです。

本市では、第二次大戦後の歴史的経緯や社会的な要請、地方自治上の必要性から、町内会組織と町内公民館組織が誕生し、これまでの市政運営で重要な役割を担ってきました。

今回の両組織の一元化は、地方分権や市民協働推進の準備のために、一度、地域体制を見直さないといけない時期が訪れたのだと考えています。

したがって、みなさんの環境が、今までと劇的に変わることはありません。

町内会組織と町内公民館組織が一つになることがもっとも大きな変化といえます。市役所からの文書等でこれまで「〇〇町内会」としていた宛名が「〇〇(仮称)自治会」と変更になるほか、主な補助金の交付先が「町内会」、「公民館」2組織から1組織にまとめて交付することになります。

なお、選挙の投票会場など、建物としての「〇〇公民館(集会所)」という呼び名は変わりません。

### ●なぜ、自治組織を一元化しないといけないのですか。

#### 今までの町内会や公民館活動で十分に運営できているではないですか。

お住まいの地区では、役員の引き受け手は十分にいらっしゃいますか。人手が少ないので、町内行事を開くのすら大変ということはないですか。

住民のみなさんが、困ったことをだれに相談に行けばいいか迷う、町内会長も、公民館長もどちらも地域の代表だし、なんて言っているのを耳にしたことはないですか。

活動費の額は少ないのに、町内会と公民館で別々に使わないといけないので面倒くさいし分かりづらい、ある程度自由に使わせてくれればいいのに、ということはないですか。

もし、いずれもあてはまらないのであれば、お住まいの地区は非常に上手に運営しているといえます。でも、となりまちは、うちより大変そうだな。向こうは同じ地区に二つの組織があってもやりくりできないと言っている…。そういった地区がだんだん増えており、実態としてすでに一体的な組織として運用しているところが半数以上あるのです。これが、組織一元化の出発点です。

「一人ではできない問題でも、みんなで取り組めば解決できる」、もともとそうした経緯でできた二つの地縁組織です。さらに一つになれば、足りない人材や経費、行事などを補い合い、今まで以上に効率的な運営ができるのではないのでしょうか。

これをどうせなら、中間市60余りの地区でいっせいにしてはどうでしょうか。

「ここまでしっかりした組織にしたんだから、いっそのこと市も、もっとまちづくりを任せちゃんない！」

◎中間市では、今後、自治組織単位のまちづくり、また、自治組織や市内で活動しているボランティアなどがみんなで取り組む校区単位の「地域まちづくり協議会」によるまちづくりを協働で行いたいと考えています。

## 具体的に一元化するときには

### 【各地区のメリット】

- 役員のみ手不足や活動の人手不足が軽減できる。
- 組織の二層化が解消され、(仮称)自治会長のもと、行政との連絡・調整や地域行事・文化福祉・公民館事業などを、一体的に行うことができる。
- 二つの組織で分かれていた活動費が一つに集約され、効果的に使うことができる。
- 組織規模が大きくなることで、住民が意欲を持って、効率的運営が可能な権限と責任を備えた組織化を目指すことができる。
- 将来的に、校区単位の「地域まちづくり協議会」を作り、ボランティア・NPO等の幅広い分野の団体と交流し、協働できる。など

### 【各地区のデメリット】

- 規約改正などの手続き・総会承認などが必要である。
- 住民が新しい体制に馴染むまでに時間がかかる。など

### 【行政のメリット】

- 市民協働のまちづくりをいっそう推進できる。
- 組織の二層化が解消され、地域との連絡・調整体制が一体化される。
- 行政が責任を持つ公費である補助金の効率的活用を図ることができる。
- 校区単位の「地域まちづくり協議会」を計画しており、地域とボランティア・NPO等一体となったまちづくりが期待できる。など

### 【行政のデメリット】

- 特にありません。

## ●（仮称）自治会が準備しないといけないことは何ですか。

規約等の改正が必要ですので、臨時総会や年次総会で承認していただかなければいけません。

### 【行政側】

- 中間市行政区の設置及び事務交付金等の取り扱いに関する要綱
- 中間市町内公民館長事務交付金等の取り扱いに関する要綱
- 廃止のうえ「自治会設置及び地域づくり交付金等の取り扱いに関する要綱(仮題)」を新規設置

### 【各地区】

- 町内会規約
- 公民館規約(館則)
- 公民館利用規則
- 諸規定(細則) など

## ●（仮称）自治会に移行する時期はいつですか。

行政の案として、次のとおり計画しています。

- ①平成22年9月までに行政の要綱を改正 **【行政側】**
- ②平成22年度の移行期間9月から3月までの半年のうちに、臨時総会か早期の年次総会(平成23年3月)で承認 **【自治会側】**